2012.3.　No.527

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目　次

【本　　題】日本の将来推計人口（平成24年1月推計）について　……P1
【コ ラ ム】規約型確定給付企業年金制度における規約変更時の行政対応　……P7

日本の将来推計人口（平成24年1月推計）について

1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2012（平成24）年1月30日、平成22年国勢調査の確定数が公表されたことを受けて、これを出発点とする新たな全国将来人口推計（日本の将来推計人口）の結果を公表しました。将来推計人口は、施策計画、開発計画、経済活動計画などの立案に際し、これらの前提となる人口の規模および構造に関する基礎資料として幅広く利用されています。今月号では、将来人口推計の概要と最新の推計結果（平成24年1月推計）について解説いたします。

2. 将来推計人口とは

（1）将来推計人口の概要

日本の将来推計人口とは、日本全国の将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに男女・年齢構成等の人口構造の推移について推計を行うものです。1940年に第1回調査が実施され、今回の推計で14回目となります。推計の対象は、日本人だけでなく外国人を含めた日本に常住する総人口です（国勢調査の対象と同一の定義）。一国単位で将来の人口規模や人口構造に関する見通しを推計することは、各種施策の立案にあたって基礎的な資料となります。例えば、公的年金制度では、長期にわたる給付と負担の財政の見通しが制度策定上必須であるため、全国レベルでの長期の将来の人口推計が必要となります。

将来推計人口は、**人口投影**という考え方に基づいて行われます。これは、出生、死亡および人口移動等について一定の仮定を設け、将来の人口の姿がどのようになるかを計算するものです。人口投影では、客観性・中立性を担保する観点から、過去の人口学的データの推移や傾向を将来に投影し、その帰結としての人口がどのようになるかを計算するのが一般的です。ここで重要なのは、あくまでも投影（projection）であって予測（prediction）ではないという点です。将来とは不確定・不確実なものであり、科学的な立場に立てば、どんなに手法を凝らしたところで将来を完全に予測することは不可能です。しかし、人口投影では、「今の前提のままだと将来どのようになるか」を把握することができます。したがって、現状で求めうる最良のデータと手法を組み合わせた客観的な推計を行うことが何より重要となります。また、将来の社会経済状況や政策効果についても、長期間にわたって高い精度で見通すことは困難であるため、これらの要因を推計に取り入れている例はなく、人口統計データに基づき人口投影の考え方にしたがって行うことが標準的です。

将来推計人口が公表されると、「前提の置き方が甘いのではないか」「最新の統計と数値が異なっている」

といった批判がよく報じられますが、そもそも将来を完全に予測することが目的ではないため、あまり的を射た指摘とはいえません。将来推計人口の主な目的は、将来実現する少子化等の状況を言い当てることではなく、現在の状況および傾向が続いた場合に想定される状況を示し、もって我々が現在行うべき施策についての指針を提供することにあります。

（2）推計方法および仮定

推計方法については、関数当てはめ法（過去の人口趨勢に数学的関数をあてはめる方法）やコーホート変化率法（同一コーホートの２時点間の変化率を見る方法）などがありますが、わが国の将来推計人口では「コーホート要因法」を採用しています。なお、コーホートとは、特定の期間に特定の人口学的事象を経験した集団のことをいい、一般的には、出生年が同じ人口集団である「出生コーホート」を意味します。本稿では、**コーホート＝「同一年齢世代」**と理解しておけば差し支えありません。

コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。（図表 1）。わが国の全国推計のように詳細な人口統計が得られる場合には、コーホート要因法が最も信頼できる方法とされており、諸外国の公的将来人口推計においても標準的に用いられています。

＜図表１＞コーホート要因法による人口投影

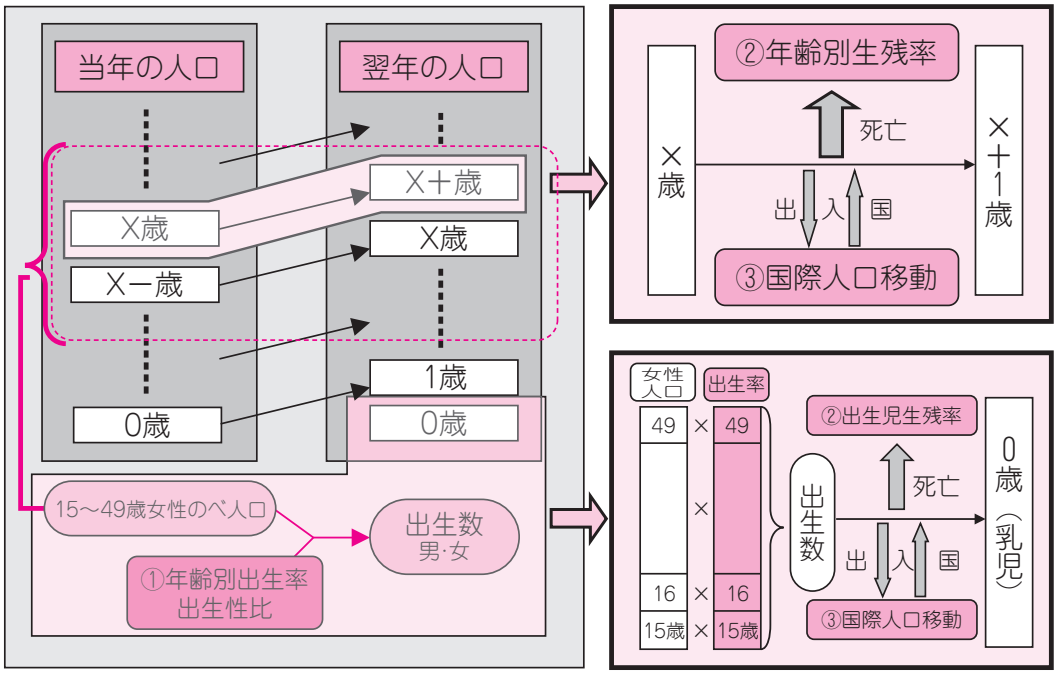

（出所）社会保障審議会人口部会資料より抜粋

このコーホート要因法によって将来人口を推計するためには、男女別・年齢別に分類された①基準人口（推計開始時点の年齢の構成）、ならびに同様に分類された②将来の出生動向、③将来の死亡動向、④将来の国際人口移動の動向、の４つの仮定が必要となります。今回の推計では、以下の仮定を用いています。

①　基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成 22 年国勢調査』による 2010 年 10 月 1 日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いています。

②　将来の出生動向

過去の結婚・出生指標の実績値および 1995 年生まれの女性のコーホートの結婚・出生指標の仮定を基に、合計特殊出生率は 2060 年までおおむね 1.35 前後で推移するとの中位仮定を設定しています（図表 2）。前回推計（平成 18 年 12 月推計）における合計特殊出生率の中位仮定（1.26）と比べると、ここ数年の出生率の改善が推計にも反映されていると言えます。

＜図表２＞合計特殊出生率の推移（中位・高位・低位推計）

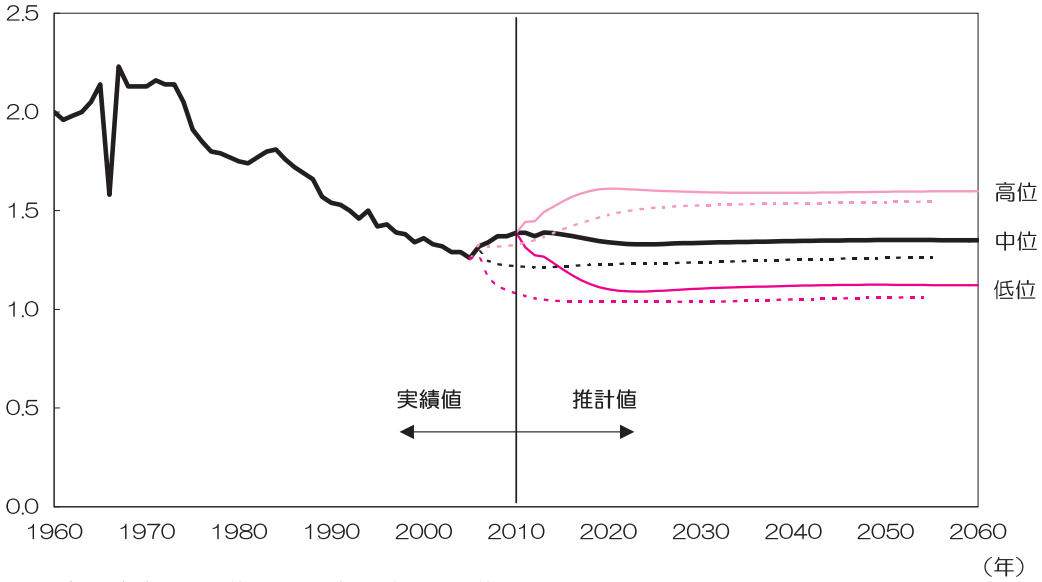

（注）破線は前回推計（平成 18 年 12 月推計）
（出所）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

③　将来の死亡動向

平均寿命（0 歳時点の平均余命）は、1970 ～ 2010 年の死亡実績に基づき、2010 年時点の男性 79.64 年・女性 86.39 年から、2060 年には男性 84.19 年・女性 90.93 年まで延びるという中位仮定を設定しています（図表 3）。

＜図表３＞平均寿命の推移（中位・高位・低位推計）

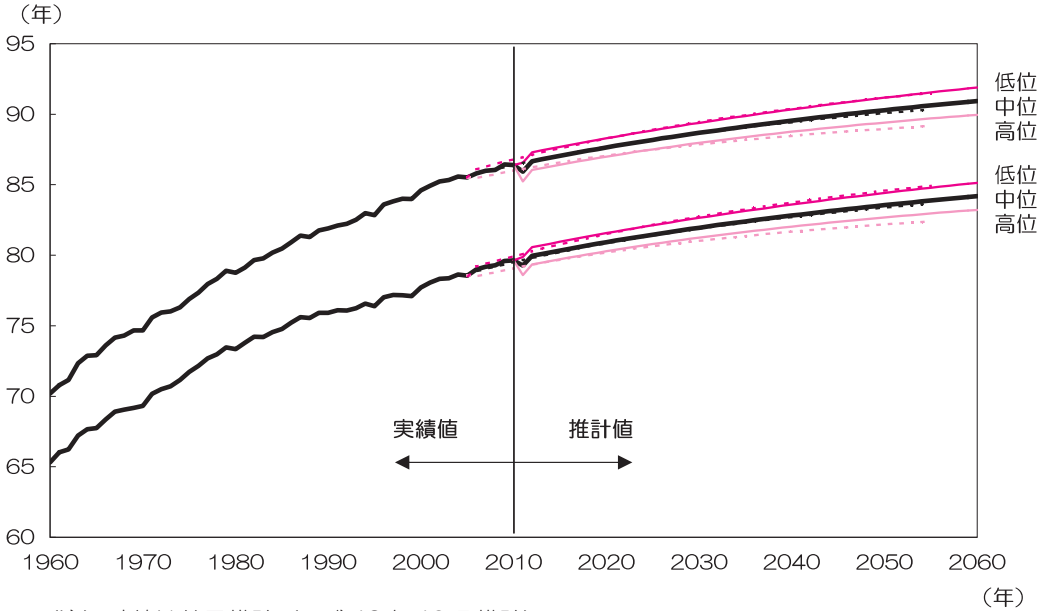

（注）破線は前回推計（平成 18 年 12 月推計）
（出所）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

④　将来の国際人口移動の動向

日本人については、2004 ～ 2009 年における男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を一定とし、外国人については、1970 年以降における入国超過数の趨勢を投影することにより仮定値としています。なお、東日本大震災の影響を受けた 2011 年は男女とも出国超過となるものの、翌年以降は入国超過と

なるという仮定を設けています。

3. 2012年1月推計の結果と概要

今回の推計では、2010年を出発点として、2060年までの50年間について推計を行っています。また、参考推計として、2110年までの100年間の推計も附されています。

なお、将来推計人口では、将来の出生や死亡等の推移は不確実であるという認識のもと、将来の出生推移および死亡推移についてそれぞれ中位・高位・低位の3仮定を設けており、これらの組み合わせにより9通りの推計を行っています。

(1) 総人口の推移

人口推計の出発点である2010年の日本の総人口は1億2,806万人でした。しかし、2010年をピークに、日本の総人口は長期にわたり減少局面に入ります。出生中位／死亡中位推計によると、2030年には1億1,662万人、2048年には1億人を割って9,913万人となり、2060年には9千万人を割って8,674万人まで減少するものと推計されています（図表4）。また、出生高位推計では2060年時点で9,460万人、出生低位推計では同時点で7,997万人となる見込みです。

上記の推計結果の公表を受けて、多くのメディアでは「1億人割れ」「2060年には9千万人割れ」「50年後には3割減少」といった見出しが並びました。しかし、前回推計と比較すると、2055年時点における総人口は9,193万人と前回推計（同時点で8,993万人）よりも改善していることはあまり喧伝されていません。死亡動向および国際人口移動の動向は前回推計とさほど仮定が変化していないことから、前述の合計特殊出生率の改善が影響したものと推察されます。

＜図表4＞総人口の推移（出生中位・高位・低位／死亡中位推計）

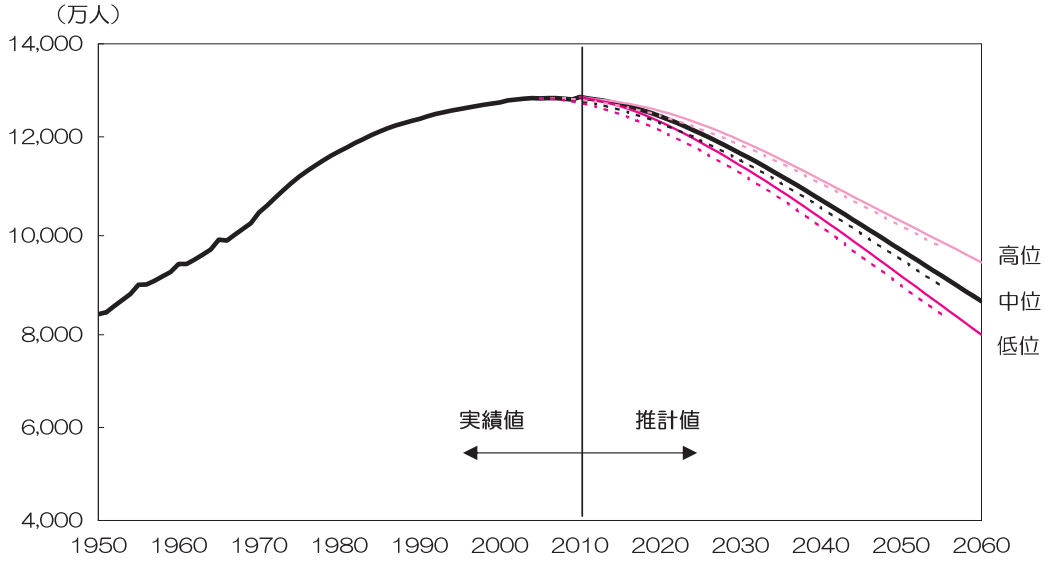

（注）破線は前回推計（平成18年12月推計）
（出所）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』

(2) 年齢3区分別人口および構成割合の推移

将来推計人口では、総人口を①年少人口（0～14歳）、②生産年齢人口（15～64歳）、③老年人口（65歳以上）の3つに区分して、それぞれの人口および構成割合についても推計を行っています（図表5）。

年少人口は、少子化の影響を受け、1980年代初頭は2,700万人規模だったものが2010年には1,684万人まで減少しています。出生中位／死亡中位推計においても少子化の傾向は変わらず、年少人口は2019年には1,500万人、2046年には1,000万人をそれぞれ割り、2060年には791万人になるものと推計されています。総人口に占める年少人口の割合（出生中位／死亡中位推計）は、2010年の13.1%から減少を続け、2044年には10%台を割り、2060年には9.1%となる見込みです。

生産年齢人口は、戦後一貫して増加を続け、1995年には8,726万人とピークに達しましたが、その後減少局面に入り、2010年には8,173万人となっています。出生中位／死亡中位推計の結果によると、将来の生産年齢人口は、2013年には8,000万人、2027年には7,000万人、2051年には5,000万人をそ

れぞれ割り込み、2060 年には 4,418 万人になるものと推計されています。生産年齢人口割合（出生中位／死亡中位推計）も、2010 年の 63.8%から減少を続け、2017 年に 60%台を割った後、2060 年には 50.9%となる見込みです。

老年人口は、死亡仮定が同一であれば、出生仮定による差異は生じません。死亡中位推計では、2010 年の 2,948 万人から、団塊世代が参入を始める 2012 年に 3,000 万人を上回り、2020 年には 3,612 万人へと急増する見込みです。その後しばらくは緩やかな増加となりますが、2033 年頃から第二次ベビーブーム世代が老年人口に参入するため、2042 年には 3,878 万人とピークを迎えます。その後は一貫した減少に転じ、2060 年には 3,464 万人となる見込みです。一方、老年人口割合（出生中位／死亡中位推計）は、2010 年の 23.0%から、2013 年には 25.1%と 4 人に 1 人を、2035 年には 33.4%と 3 人に 1 人をそれぞれ上回ります。50 年後の 2060 年には 39.9%、すなわち 2.5 人に 1 人が老年人口となる見込みです。なお、老年人口の増加は 2042 年をピークに減少に転じるものの、年少人口および生産年齢人口が減少するため、相対的に老年人口割合は一貫して増加基調となっています。

＜図表 5 ＞年齢 3 区分別人口の推移（出生中位／死亡中位推計）

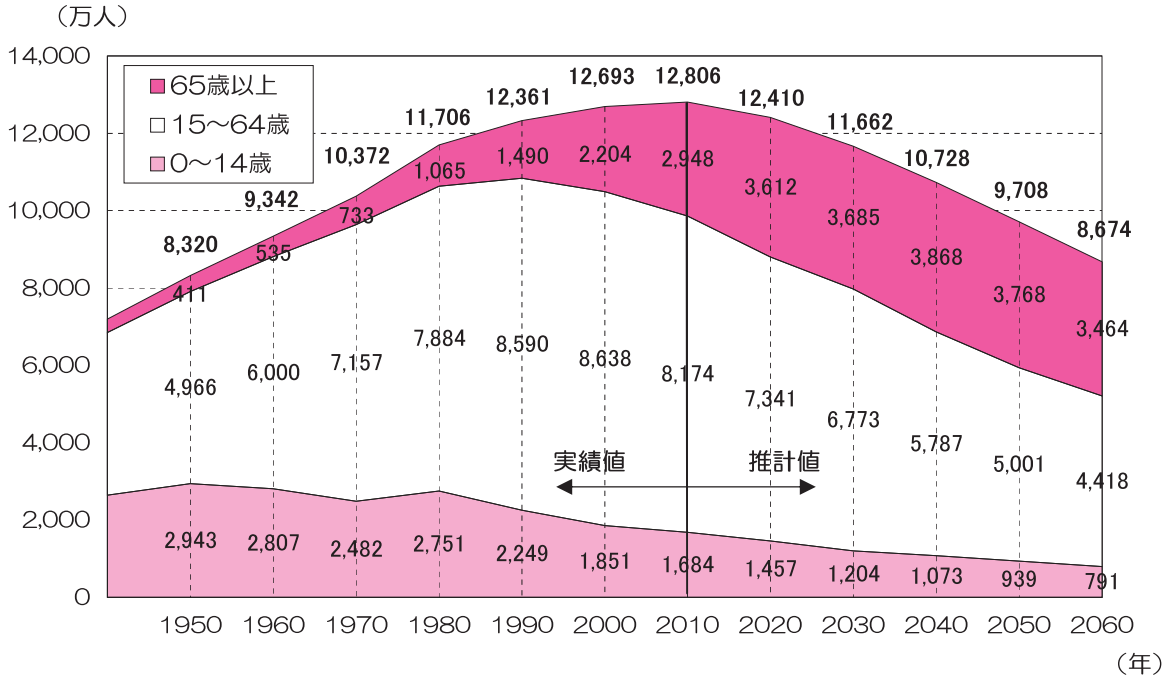

（出所）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

4. おわりに

公的年金である国民年金および厚生年金保険では、少なくとも 5 年ごとに、財政に係る収支についてその現況および財政均衡期間における見通しを作成する**財政検証**が義務付けられています。また、共済年金においても、少なくとも 5 年に 1 度、年金財政における基礎率等を見直し財政計画および保険料率を見直す**財政再計算**を行うこととされています。将来推計人口は、当該財政検証および財政再計算における長期見通しのための前提条件として用いられることから、今後の公的年金の改正議論に一定の影響を与えるものと考えられます。

しかし、冒頭でも述べた通り、将来推計人口の目的は、未来を完全に予測することではありません。人間が行う予測・推計には限界があることを踏まえた上で、推計の客観性を保ちつつ、現在の状況および傾向が続いた場合に想定される状況に対してどのような手立てを講じるかを考えることが何より重要です。

＜ご参考資料＞　国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』
http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html
社会保障審議会人口部会（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi12

＜参考＞　日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）の概要

出生率仮定［長期の合計特殊出生率］		中位［1.35］	高位［1.60］	低位［1.12］	平成 18 年 12 月推計 中位仮定［1.26］
死亡率仮定［長期の平均寿命］		中位　［男：84.19 年、女：90.93 年］			男：83.67 年 女：90.34 年
総人口	2010 年	12,806 万人	12,806 万人	12,806 万人	12,718 万人
	2030 年	11,662 万人	11,924 万人	11,417 万人	11,522 万人
	2055 年	9,193 万人	9,880 万人	8,593 万人	8,993 万人
	2060 年	8,674 万人	9,460 万人	7,997 万人	―――
年少人口（0～14 歳）	2010 年	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,648 万人（13.0%）
	2030 年	1,204 万人（10.3%）	1,432 万人（12.0%）	999 万人（ 8.7%）	1,115 万人（ 9.7%）
	2055 年	861 万人（ 9.4%）	1,140 万人（11.5%）	638 万人（ 7.4%）	752 万人（ 8.4%）
	2060 年	791 万人（ 9.1%）	1,087 万人（11.5%）	562 万人（ 7.0%）	―――
生産年齢人口（15～64 歳）	2010 年	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,128 万人（63.9%）
	2030 年	6,773 万人（58.1%）	6,807 万人（57.1%）	6,733 万人（59.0%）	6,740 万人（58.5%）
	2055 年	4,706 万人（51.2%）	5,114 万人（51.8%）	4,330 万人（50.4%）	4,595 万人（51.1%）
	2060 年	4,418 万人（50.9%）	4,909 万人（51.9%）	3,971 万人（49.7%）	―――
老年人口（65 歳以上）	2010 年	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,941 万人（23.1%）
	2030 年	3,685 万人（31.6%）	3,685 万人（30.9%）	3,685 万人（32.3%）	3,667 万人（31.8%）
	2055 年	3,626 万人（39.4%）	3,626 万人（36.7%）	3,626 万人（42.2%）	3,646 万人（40.5%）
	2060 年	3,464 万人（39.9%）	3,464 万人（36.6%）	3,464 万人（43.3%）	―――
死亡率仮定		高位　［男：83.22 年、女：89.96 年］			男：82.41 年 女：89.17 年
総人口	2010 年	12,806 万人	12,806 万人	12,806 万人	12,700 万人
	2030 年	11,563 万人	11,826 万人	11,318 万人	11,416 万人
	2055 年	9,058 万人	9,744 万人	8,459 万人	8,819 万人
	2060 年	8,532 万人	9,318 万人	7,856 万人	―――
年少人口（0～14 歳）	2010 年	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,648 万人（13.0%）
	2030 年	1,203 万人（10.4%）	1,431 万人（12.1%）	998 万人（ 8.8%）	1,115 万人（ 9.8%）
	2055 年	861 万人（ 9.5%）	1,139 万人（11.7%）	638 万人（ 7.5%）	751 万人（ 8.5%）
	2060 年	790 万人（ 9.3%）	1,086 万人（11.6%）	561 万人（ 7.1%）	―――
生産年齢人口（15～64 歳）	2010 年	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,126 万人（64.0%）
	2030 年	6,765 万人（58.5%）	6,799 万人（57.5%）	6,725 万人（59.4%）	6,732 万人（59.0%）
	2055 年	4,698 万人（51.9%）	5,105 万人（52.4%）	4,321 万人（51.1%）	4,585 万人（52.0%）
	2060 年	4,410 万人（51.7%）	4,900 万人（52.6%）	3,963 万人（50.4%）	―――
老年人口（65 歳以上）	2010 年	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,926 万人（23.0%）
	2030 年	3,595 万人（31.1%）	3,595 万人（30.4%）	3,595 万人（31.8%）	3,570 万人（31.3%）
	2055 年	3,500 万人（38.6%）	3,500 万人（35.9%）	3,500 万人（41.4%）	3,483 万人（39.5%）
	2060 年	3,332 万人（39.1%）	3,332 万人（35.8%）	3,332 万人（42.4%）	―――
死亡率仮定		低位　［男：85.14 年、女：91.90 年］			男：84.93 年 女：91.51 年
総人口	2010 年	12,806 万人	12,806 万人	12,806 万人	12,735 万人
	2030 年	11,759 万人	12,021 万人	11,514 万人	11,627 万人
	2055 年	9,329 万人	10,015 万人	8,728 万人	9,167 万人
	2060 年	8,815 万人	9,602 万人	8,138 万人	―――
年少人口（0～14 歳）	2010 年	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,684 万人（13.1%）	1,648 万人（12.9%）
	2030 年	1,204 万人（10.2%）	1,433 万人（11.9%）	999 万人（ 8.7%）	1,115 万人（ 9.6%）
	2055 年	862 万人（ 9.2%）	1,141 万人（11.4%）	639 万人（ 7.3%）	752 万人（ 8.2%）
	2060 年	792 万人（ 9.0%）	1,088 万人（11.3%）	562 万人（ 6.9%）	―――
生産年齢人口（15～64 歳）	2010 年	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,173 万人（63.8%）	8,131 万人（63.8%）
	2030 年	6,781 万人（57.7%）	6,815 万人（56.7%）	6,741 万人（58.5%）	6,748 万人（58.0%）
	2055 年	4,714 万人（50.5%）	5,123 万人（51.1%）	4,337 万人（49.7%）	4,604 万人（50.2%）
	2060 年	4,426 万人（50.2%）	4,918 万人（51.2%）	3,979 万人（48.9%）	―――
老年人口（65 歳以上）	2010 年	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,948 万人（23.0%）	2,957 万人（23.2%）
	2030 年	3,774 万人（32.1%）	3,774 万人（31.4%）	3,774 万人（32.8%）	3,763 万人（32.4%）
	2055 年	3,752 万人（40.2%）	3,752 万人（37.5%）	3,752 万人（43.0%）	3,810 万人（41.6%）
	2060 年	3,597 万人（40.8%）	3,597 万人（37.5%）	3,597 万人（44.2%）	―――

りそなコラム

規約型確定給付企業年金制度における規約変更時の行政対応

第24回のコラムのテーマは、平成24年1月31日の確定給付企業年金法施行規則の改正に伴う、規約型確定給付企業年金制度における規約変更時の行政（厚生労働省）対応に関する、信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

Aさん：C社は、現在D社と2社で規約型確定給付企業年金制度を実施していますが、当該年金制度にE社を追加する変更を行うとの連絡を受け、本日C社を訪問してきました。C社からは、この変更に伴う行政宛ての手続きについて教えて欲しいとの依頼がありました。なお、E社は現在年金制度を実施していないとのことです。

B部長：年金制度に新たに事業主や実施事業所を追加する変更を行う場合の、行政宛ての規約変更の手続きは理解しているかい？

Aさん：行政宛てに、規約変更の承認申請を行うことになります。申請は全事業主が行います。申請書類として添付するものは、以下のものと認識しています。

【実施事業所を追加する場合の規約変更承認申請書に添付する書類（従前）】

①	規約の一部を変更する規約（案）
②	規約変更理由書
③	新旧対照条文
④	労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
⑤	労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
⑥	労使合意に至るまでの経緯
⑦	実施事業所の増加に係る確定給付企業年金法第78条第1項の規定に基づく事業主及び労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たことを証する書類
⑧	増加する実施事業所の労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
⑨	増加する実施事業所の労使合意に至るまでの経緯
⑩	増加する実施事業所の労働協約等の写し
⑪	増加する実施事業所が厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類
⑫	数理関係書類（財政再計算報告書など）

B部長：そうだね、つい最近までは君の言うとおりだったのだが、平成24年1月31日の確定給付企業年金法施行規則の改正で、この取扱いが変更されたんだよ。知っているかい？

Aさん：えっ！？　知りませんでした。早速確認してきます！

〜〜

Aさん：確定給付企業年金法施行規則の改正を確認してきました。まず申請主体ですが、全事業主ではなく、代表事業主で行うことに変更されていました。この年金制度では、年金規約でC社を代表事業主と定めていますので、今回の申請はC社1社で行うことになります。

B部長：そうだね。ただ、今回の施行規則改正に伴う附則の第3条に、1年間は従前通り全事業主が行うことができることとなっているから、そこは確認しておこう。

Aさん：わかりました。あと、実施事業所が追加された場合は、規約変更に係る承認申請が不要となり、変更した規約を届出することに変更されていますね。今回の変更も届出でよいのでしょうか？

Ｂ部長：単に実施事業所が追加されるだけであれば届出でよいが、Ｅ社の給付内容を現在の年金制度と異なる内容にする場合は、年金制度においては給付の変更に該当するので、承認申請になるよ。また、規約の本則上の給付内容を現在の年金制度と同一としても、Ｅ社にかかる給付に関する経過措置を設けた場合は、承認申請になる場合もあるんだ。具体的な制度内容を確認してから、対応するようにしないとね。

Ａさん：わかりました。また、実施事業所を追加することに伴う確定給付企業年金法第78条第１項に定める追加された実施事業所の事業主および労働組合または過半数代表者の同意に関する書類の申請書への添付は、今回の改正により不要となっていますね。よって、⑦から⑨の書類は添付不要ということになりますね。

Ｂ部長：そうだね。添付は不要になったよ。ただし、確定給付企業年金法第78条第１項そのものは変更されていないので、同意をとること自体は変更されていないんだ。このため、追加された実施事業所の追加することに伴う事業主および労働組合または過半数代表者の同意は、得ておく必要があるよ。

Ａさん：同意に関する書類を行政に提出する必要はないけど、同意そのものは必要なのですね。そういえば、特別掛金の償却方法が（確定給付企業年金法施行規則第46条第１項第２号および第３号に定める）いわゆる弾力償却や定率償却の場合における毎事業年度の特別掛金の変更ならびに業務委託契約に関する事項の変更なども、規約の届出自体が不要なので同意書を行政に提出する必要はないものの、同意そのものは必要でしたね。

Ｂ部長：そうだね。ただ、業務委託契約に関する事項の変更に伴う規約変更は、今回の施行規則改正により同意も不要になったよ。

Ａさん：えっ、そうですか！？　確認しておきます。ところで、規約変更に伴う行政手続きについては、他にはどのような変更があったのでしょうか？

Ｂ部長：例えば、事業主および実施事業所の住居表示の変更は、以前は届出が必要だったが、今後は届出不要になったよ。例えば、熊本市は平成24年４月に政令指定都市になるよね。事業主あるいは実施事業所が熊本市にある場合、区政の実施により住居表示が変更されるから、これまでは住所の記載を変更する規約変更手続きが必要だったけど、今後は届出不要の扱いになるよ。なお、事業所の移転などによる住所変更に伴う規約変更は、今までどおり届出が必要だよ。また、加入者が掛金の負担をする制度で、加入者掛金が変更される場合は、従前は承認申請だったけど、これも届出になったんだ。ただし、加入者が負担する掛金が変更される場合は、給付の変更を伴う場合がある。その場合は当然承認申請になるよ。その他にも、規約型確定給付企業年金制度の発足のときに「加入者となる者の数を示した書類」を添付していたが、これも添付不要になったなあ。

改正事項は他にもあるので、今回の省令改正については、きちんと確認しておこう。また、平成24年２月３日付の「りそな年金トピックス」にも詳しい記載があるので、確認しておこう。

Ａさん：わかりました。確認しておきます。

企業年金ノート №.527
平成24年3月　りそな銀行発行

信託ビジネス部
〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。
【http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。
ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合せ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)
受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00
※土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。